

◎群馬県告示第311号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2に規定する土地の区域を次のとおり指定区域として指定した。

令和2年11月27日

群馬県知事 山本 一 太

指定番号	指定区域の所在地	埋立地の区分
70	伊勢崎市赤堀今井町二丁目1798番の一部、1799番の一部、1800番、1801番の一部、1802番の一部、1803番の一部、1804番の一部、1805番の一部、1806番の一部、1166番10の一部、1166番11の一部、1167番10の一部、1167番11の一部及び1167番12の一部	令第13条の2第1号に規定する埋立地の区域